

令和6年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和6年度 第1回 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和6年6月18日(火) 午後4時から午後5時まで
開催場所	藤井寺市役所 2階 厚生棟 研修室
出席者	委員： 大阪府富田林子ども家庭センター：森 理子 大阪法務局富田林支局：山本 裕幸 羽曳野警察署：上出 哲也 藤井寺市校長会：西村 光世 チーフスクールカウンセラー：伊藤 やよい チーフスクールソーシャルワーカー：黒田 尚美 藤井寺市民生活部協働人権課：三並 加奈 藤井寺市いじめ防止対策指導員：奥野 孝二 (順不同・敬称略)
	事務局： 教育部部長：大山 哲也、教育部教育監：寺田 剛、 学校教育課長：岸 廣幸、学校教育課主幹：池田 圭介
欠席者	委員： 藤井寺市学校園PTA連絡協議会：問覚 照久 事務局： 教育長：見浪 陽一
会議の議題	藤井寺市の取組について 藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組について 情報交換及び質疑応答
会議の成立	委員9名中、過半数(8名)の出席があり、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第3項の規定により成立
傍聴者	0名
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開

○事務局

皆さん こんにちは。只今から、令和6年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。私は、藤井寺市教育委員会学校教育課 主幹の池田でございます。よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。本協議会について、原則公開となっており、本日の傍聴者は 0人です。次に本日の内容につきましては、議事録を作成いたしますため、録音させていただきますので、ご了承願います。

最後に、本日の連絡協議会の内容の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は、守秘義務も含め、適切に対応していただきますようお願いいたします。以上のことについて、委員の皆様方には、ご理解いただきますようお願いいたします。それでは、藤井寺市教育委員会 教育監 寺田よりご挨拶をさせていただきます。寺田教育監、よろしくお願いいたします。

○寺田教育監

改めまして皆さんこんにちは。只今ご紹介に預かりました藤井寺市教育委員会事務局の寺田でございます。いじめ問題対策連絡協議会の開催にあたりまして本来でしたら教育長の見浪よりご挨拶させて頂くべきところですが、本日、教育長が急遽欠席となっておりますので、私の方から代わってご挨拶を申し上げます。宜しく願い致します。先ず初めに本日お集りの皆様方におかれましては平素より本市学校園の子どもたちが、安全で安心して学校生活を過ごすことができるようにそれぞれのお立場からご尽力頂いておりますことに心より感謝申し上げます。皆様もご存じのように平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されまして、いじめ防止について、学校現場のみならず国を挙げての対策が必要であるとの認識の中でこの法律が施行されております。しかし、新聞等でいじめに関する事案が高い頻度で報道されている中では、第三者委員会で子どもたちが学校で安心して過ごせなかったというような調査報告がございました。いじめは子どもたちの心を傷つけ、その後の成長に大きな影響を及ぼしかねない、また、場合によっては生命を奪いかねない本当に重大な人権侵害ですので、小・中学校9年間を通して安全で安心して学校生活を送れることがすごく重要だと思っております。藤井寺市としまして平成27年に策定しました「藤井寺市いじめ防止基本方針」を令和元年に改定しまして、特に重大事態についてはより詳細に記載するようにしながら、万が一事案が発生した際には各学校や教育委員会が取り組むことを明確にし、適切に対応できるようにしております。また、令和6年度の重点教育課題の一つに「いじめ防止と早期発見」を掲げておりまして各学校に対しまして、例えば「いじめ防止基本方針」を毎年度しっかりと実効性が高いものになるように見直しをはかるものであったり、いじめは絶対に許されないという人権感覚を醸成し、異なった感性や感覚、異なった言動を受容できる、いじめに向かわない集団作りに努めること、学校生活アンケートを毎学期毎に1回以上実施する中で、子どもたちの色々な変化についてアンテナをしっかりと高くしながら、いじめの早期発見につなげていくこと、発見した時には、担任だけではなく学校としていじめ問題に向かい合うこと、いじめが発生した際に、校内いじめ対策委員会を開き、しっかり情報共有をして指導や解決に向けて、その方向性を確認すること、その際に今日も来ていただいておりますがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携をしっかりと効果的に進めること等、12項目に渡って説明書きをさせていただきます。早期発見、先ず早期対応に努め、そして重大化、深刻化させないよう各学校で取組を進めているところでございます。本日、協議会では各機関のいじめに関する取組をご協議頂く中で「藤井寺市いじめ防止基本方針」に基づく取組を効果的かつ円滑

に推進していく為の場として行きたいと思っております。ここでの協議が子どもたちの人権・生命を守る事に繋がります。どうぞ忌憚の無い意見交換がなされ実りのある協議会になりますようお願い致します私の挨拶とさせていただきます。本日は最後までどうぞ宜しくお願い致します。

○事務局

ありがとうございました。本日は今年度の初会合でございますので、委員としてご就任いただきました皆様方に委嘱状をお渡しさせていただくべきところではございますが、時間的な制約もございますので誠に勝手ながら各委員の皆様方のお席におかせていただいております。ご了承ください。

第1回の開催は本日でございますが委嘱状のとおり、委員の任期は4月1日から1年間となっておりますのでよろしくお願いいたします。各座席に配布させていただいております委嘱状に不備はございませんでしょうか。ご確認ください。もし不備がございましたら、後ほどお申し出ください。

では、次第の3に移らせていただきます。ご出席いただいております委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。子ども家庭センターの森委員様から順次お願いいたします。

【以下、順に自己紹介】

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

【以下、順に自己紹介】

それでは次第の4、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨等についてご説明させていただきます。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料3 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例」をご覧ください。

第1条をご覧ください。いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しております。

次に、第2条をご覧ください。本協議会はいじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組みを効果的かつ、円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとなっております。

第3条をご覧ください。次に掲げる委員9人以内で組織しております。

最後に、第4条をご覧ください。委員の任期は1年となっておりますので宜しくお願いいたします。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として本協議会とは別に「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」も設置しております。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料2 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」をご覧ください。

専門委員会は、ご覧いただいている第2条に掲げているように学校における、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関する事、重大事態に関する事、いじめに関する適切な措置に関する事、その他、委員会がいじめについて必要と認める事について、調査審議することとなっております。

令和2年度に、いじめ防止対策推進法の第28条第1項に規定されている重大事態についての調査を行う上で必要な事項を何点か改正しています。

まず1つ目は、いじめ問題専門委員会で調査を行うことになった場合における、委員の第三者性の担保です。第3条にある委員組織の事項について、今まで藤井寺市立小学校又は中学校の代表者、いわゆる校長が入っていたのを除きました。それにより、調査結果に対してより公平性・中立性を確保することで、被害児童生徒や保護者の立場に立った調査が行われることが期待できます。

2つ目は、第6条にありますように重大事態に係る事実関係の調査に当たり、委員会に調査員を置くことが可能としたものです。

3つ目は、調査業務に係る報酬を定めています。その他、第8条には会議の非公開について、さらに第11条には守秘義務について明記しました。

このように本協議会ではいじめ問題についての情報交換及び、連絡調整を、専門委員会では重大事態等も含めた事案や防止対策について調査審議する組織体制をとっております。

学校においては、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員がアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めているところでございます。本日いただいたご意見をもとに今後の取組にいかせるよう各学校に伝えていきたいと考えております。

それでは、次第の5、会長及び副会長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第5条」に規定されておりますとおり、会長及び副会長は委員の互選により定めるとなっております。

どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

○事務局

では事務局から提案させていただきます。会長に奥野委員を、副会長に西村委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

ご異議が無いようですので、奥野委員を会長に、西村委員を副会長として決定いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、奥野会長、西村副会長は座席の移動をお願いいたします。

【奥野会長、西村副会長は座席移動】

ここからは、司会を会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長

本協議会の会長を務めさせていただきます奥野でございます。よろしくお願いいたします。

連絡協議会条例第2条にありますように、本協議会が担う事務を皆様と共に協議・情報交換を図りながら、いじめ問題等の克服に取り組んで参りたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

では、次第の6に移ります。「藤井寺市の取組について」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止早期発見」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止早期発見に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起り得る」ことであることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ145回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニングを行い、事後指導も含め、学校の支援を行っております。

スクールカウンセラーは昨年度、市内3中学校に年間35回配置し、そのうち学期に1回を校区の小学校に派遣していました。また、藤井寺小学校と道明寺小学校にはスクールカウンセラーを年間14回配置し、児童生徒・保護者・教職員に対して相談体制の強化を図ってまいりました。今年度は、府からの配置回数が増え、市内全小学校で年間12回配置するなど、小学校への支援も強化しております。カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。いじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的にコンサルティングやケース会議への参加、教職員対象の研修を行うよう指示しており、未然防止や早期対応につながっていくものと期待しております。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のチーフSC、藤井寺市のチーフSSW、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会 学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じております。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

以上で、藤井寺市の取組について報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいま説明頂きました内容について、ご質問等はありませんか。

【質問等無し】

では、次第の7に移ります「藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組について」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

まず、現在の藤井寺市立学校のいじめ事案の状況についてご説明いたします。本市では、いじめの積極的な認知とともに組織対応による早期解決の取組を行うよう各校に指導しております。いじめ認知の件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をせず、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりえることと捉えております。

資料をご覧ください。いじめの認知件数は、令和2年度から令和4年度までは増加していましたが、令和4年度から令和5年度は小学校・中学校ともに減少しています。例年、府や国と比べて認知件数が低い傾向が見られ、学校間でも差があります。いじめの定義を再度共有していただき、些細なトラブルについても被害者側の児童生徒の立場に立って、いじめとして認知できているかの確認をしていきます。

また、積極的にいじめを認知できるように、アンケートや教育相談などのやり方も工夫できる点があるか、再点検を各学校に依頼しております。

いじめ発見のきっかけは、小学校中学校ともに「本人・保護者からの訴え」が多くあります。

いじめの態様として、多いものに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」等があります。担任の先生をはじめ、そういう場面を確認したときに早期対応できる体制を整えてまいります。

また、小学校中学校ともに、「ぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする」等の暴力事案が増加傾向にあります。さらに小学校では「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」も増えています。暴力を許さない毅然とした対応をとるとともに、規範意識の育成に努め、教職員による組織的指導体制のもと、関係機関との連携を密に行い、児童生徒一人ひとりの心に寄り添う指導を強化しています。

次に、各学校でのいじめ防止のための取組についてご説明いたします。各学校では少しでもいじめを早期に発見し、未然防止につなげていくため、「いじめアンケート」を全児童生徒対象に、各学期に1回実施しております。

アンケートの実施後、教職員は内容を精査し、教育相談や児童生徒の置かれている状況の把握等を行い、いじめの発見に努めています。

いじめが認められた場合は、緊急に校内のいじめ対策委員会を開催し、正確な状況把握、心のケア、関係の改善を行いながら事案の解決に努めています。

その際、SC、SSWとの連携も積極的に図るよう各校へ指導しています。

また、いじめの未然防止の観点から、各校において児童生徒の心の育成に取り組んでおります。道徳の授業や児童生徒会活動を通して、いじめは絶対に許さないという集団づくりや、自己肯定感の育成に努めてい

ます。

また、気になる児童生徒がいれば家庭訪問等を行い、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員のアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めております。

以上報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいまの説明につきましてご質問等よろしいでしょうか。

【質問等無し】

現場をお預かりされている校長先生でおられる西村先生の方から何か補足等がありましたらお願いします。

○副会長

補足というより学校現場の現状をお伝えさせていただきます。私は昨年まで校区にある小学校で校長をしていたのですが、その時の小学校6年生の児童が今の藤井寺中学校に入学しています。前年度まで一緒にいた小学校の子どもたち以外の2校を合わせて3校から1つの中学校に集まっています。先程、池田主幹より些細なトラブルという話をされましたが、特に1年生で些細なトラブルから発展する、嫌な思いをした、いわゆるいじめの事象が本当に毎日のようにあるのが現状です。それを単なるケンカ、ささいなトラブルで終わらせず、一つ一つ丁寧に先生方が対応してくれていると思っています。初めて出会った子どもたちが今までの集団から別の集団と一緒にすることで、お互いをよく理解していない、そこから起きるトラブルが多くあります。そのあたりはコミュニケーション不足の為か、よく考えたら当たり前の事なのに、子どもも保護者の方も意見が相違する事が多いように思います。

私は教員に、いじめかどうかを判断するのは先生ひとりではない、先生がいじめと思わず報告してこなかったら私たちは認知する事も出来ないのでチームで、学校全体で対応する、自分が認知したならば学年の先生に伝える、そして学年が生徒指導に伝えるという風に必ずチーム対応して、いわゆるいじめの対策委員会でしっかりと協議して対応していく、1人で抱えるのはいけないと、常に伝えております。それがどれだけ子どもたちのいじめの解消に繋がっているのか分からないのですが、日々そのような取組をしております。

○会長

ありがとうございました。

私の方からもいじめ防止対策指導員として色々な学校現場で起こっている状況や調査結果を見させて頂いて思うところをお話しさせて頂きたいと思っております。

先程の事務局からの説明の中にもありましたが、いじめの定義という部分に関して、今いじめというのはどういうものなのか、皆様もご存じの事とは思いますが、子どもが「いやだ」と心身の苦痛を感じたら、それは「いじめ」であるというのが法の趣旨でもあります。従来でしたらそれが繰り返し行われているかや、被害の軽さ重さであったり、力関係がどうだったのかが判断材料にされていた事もあったのですが、今は一切そうい

うことは関係なしに、被害を受けた子どもが嫌な思いをした、苦痛を感じたという事であれば、それはいじめとして疑っていく、その上で対策委員会で認知するかどうかを決めていく、そしてチームで対応していくというのが今の流れとなっております。学校間で少し温度差があるというところもありましたが、そのあたりがどれだけ各学校で徹底されているのか、周知されている中身も含めてもっともっとこちらとしても確認作業をしていきたいと考えております。いじめ発見のきっかけというのも資料の中にあっただけだと思いますが、いじめそのものは子どもたちにとっては大人には相談しづらい、心理的な負担はあるかと思っております。どちらかといえば本市の場合は本人からの訴えがすごく構成的には大きなパーセントを占めております。データとしてはまだ昨年度の分は出ていませんが、全国や大阪府のデータと比較しても、特に小学校は年度によっては構成比で言いますと2倍以上で3倍に迫るような、かなり本人からの訴えが大きなウェイトを占めております。中学校についても同様な数値となっております。という事は裏を返せば先生方を子どもたちが信頼してくれている、その結果として本人から訴えてくれているというような解釈になるのかと思っております。ただ、一方でアンケートでの訴えの割合が少ないという事実がありますので、やり方や、中身について、再度検証しながら、中々それでも声を上げにくい子どもたちも多いかと思っておりますので、その掘り出し等を丁寧にしていく事が本市の課題かと思っております。

それでは、次第の8「情報交換及び質疑応答」についてです。各機関等において、普段から取り組まれているいじめ防止の取り組みや対応などについて情報交換を行いたいと思っております。いじめという部分だけに絞っていただかなくても、それに付随して暴力であったりや不登校であったり等様々な事案が絡んでくることが多いと思っておりますので、広い範囲で子供にどう影響しているのか、現状どういうところが傾向として見られるのか、各機関の中で取り組まれている中身について情報交換できたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは子ども家庭センターの森委員の方からお願いいたします。

○子ども家庭センター

子ども家庭センターではいじめという切り口では中々お話ししにくいところもありますが、子ども家庭センターの方でご相談いただいて一時保護をしたり、施設入所をしたり子どもの生活全般に係るようなことがあります。これまでもそういった措置を行うときに子ども自身の意見、子どもがどんな風にその事について思っているのかという事をセンターとしても説明をして聞き取りをしてきました。この4月から法律の改正もありまして子どもに対しての意見聴取をする事が義務付けられているような形になりました。今までよりもより丁寧に、あなたに今何が起こっているのかという所を色々なツールを使いながら、子どもそれぞれの理解力がありますので、子どもの状態に合わせて説明をして、子どもの意見がそのままその通り結果につながるわけではないのですが、今こういう事になっているけどあなたはどんな風に思っていますか、というようなことをより丁寧に聞き取るという取組をしています。いじめの事もそうなのですが、先程会長、副会長がおっしゃられたように子ども自身がどう感じるのか、どんな意見を持っているのかという所をどう聞き取るのか、言葉としてどう拾っていくのか、また言葉にできないような子どもからはどういったところからそれを拾い上げていくのか、これまでも課題だったのですが、より成果としての難しさを感じながら取組を実施しているところです。

○会長

ありがとうございました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

特にはいかがでしょうか。一点だけいいですか。以前、特にコロナ禍の時に聞きしたのが虐待が増えていて、その結果として子どもにストレスが掛かっているところが気になる、心配です、とおっしゃられていたのですが、コロナの方が5類に移行されて1年余り経ちますが、何か変化がありましたか。

○子ども家庭センター

大きな変化かどうか分かりませんが、家族の在り様や社会の在り様が変わり、色んな情報の取扱い方であるとか繋がり方というのが変わってきたかなと感じるところではあるのですが、虐待という切り口で言えば状況に変わらず増加傾向が止まらないのが残念ながらありますね。

○法務局

法務局では、法務省の人権擁護機関として人権擁護委員の協議会と連携して普段から様々な人権啓発活動に取り組んでおります。法務局で人権業務を行っているのが、大阪市内にある本局の人権擁護部と大阪府内でしたら北大阪支局、東大阪支局、堺支局、富田林市局、岸和田市局の5支局があります。そちらの各支局に人権担当の課がありまして、私も富田林のメンバーなのですが、各支局で人権擁護委員の協議会があり、そちらと連携して啓発活動をしているところです。どこの支局でも共通しているものとしては「SOSミニレター」というのがあり、平成18年度から実施している取組なのですが、毎年6月から7月にかけて全国の小学校・中学校に便せんと封筒が一体になったミニレターを配っております。生徒が悩み事を書いて、それを本局の方に郵送して、本局の方から返事を送り返すという事で、その返事を書いているところです。その返事書きにつきましては法務局の本局の職員や、人権擁護委員さん等が返事書きをしております。色んな悩み事がありますので、子どもの目線に合わせ、手紙を通して悩み事の解決をしているところです。中にはいじめや虐待の問題も含まれていますので、そういった問題に関しては早期に人権擁護課としてできる事に取り組んでいるところでございます。それとは別に「子どもの人権110番」というフリーダイヤルの電話相談をしております、これもいじめ、体罰、不登校、虐待と等、子どもに関する問題全般を扱っております。

○会長

ありがとうございました。ご質問等ございましたらお願いいたします。いじめ事案が先程あると仰っていたのですが、相談の中身で占める部分で言えば、いじめについて結構書いているのでしょうか。

○法務局

私の個人的な心象ですが、やはり手紙であったとしても、素直に自分の気持ちを表せていない、そういう子どもが多いのかなと思います。手紙を書いて返事書きをすると言う取組をしても、どこまで素直に書けるかという子どもによりけりで、それだけを持っていじめの件数が全て表せているわけではない。出来る事と言えばとにかく返事書きをするしかない。それによって子どもの気持ちが少しでも和らいてくれたらいいのかなと思います。

○警察

私はこの会議に出席するのが5回目、毎回こういう話をさせていただいておりますが、警察の私とすればいじめ案件の中に犯罪行為があれば事件化、犯罪少年の年齢でなければ送致・通告するという形で対応しております。今年度も実際に学校がいじめ案件として対応している案件を事件化したものも実際にございます。ですから犯罪捜査という観点からするとそういう役割になります。ただ、現状こういういじめに関しては当然捜査だけすればいいという立ち位置ではなくて、未然防止、早期発見というところで警察もそういう対応が必要だと考えています。未然防止という点で言えば私自身、各学校に非行防止教室に行かせてもらっています。非行防止というのは「悪いことをしたらあかんよ」という話になるのですが、最初子どもたちに警察手帳を見せて、こちらが警察であることを認識させ、そして悪いことをすれば捕まるという事を意識させます。子どもたちも警察と直接話をする事はあまりないと思うのですが、実際そこで興味がこっちに向いて話を聞いてくれるかなと思っています。当然、物を盗んだりしたらあかんよとか怪我させたらあかんよとかの話をするのですが、学校生活の遊びの感覚であっても、苦痛を与える、物を壊したりする事はダメなのは当たり前の話ですが、人の物を隠したりだとかそういう行為であっても、物を壊した時と同じように器物損壊等の罪になる事もあるとか、ネットの中で怖がらせたり、からかうような言葉であっても犯罪になることがあるよとか話をしていると、興味を持って聞いてくれて、何か心に響けば良いかな、とそういう観点で出来るだけ話をしています。後は早期発見では警察はいろんな取扱いがありまして、子ども家庭センターともかぶるのですが、虐待の通報が警察にも入ることがあって、親子喧嘩で喧嘩の内容を聞いたなら「学校に行きたくない」とか「学校に行かない事を注意した」と、「では何故行かないの」、「友達がいやや、親は助けてくれない」、「先生も助けてくれない、だから誰にも言っていない」というような話を耳にする事もあります。そういうような問い合わせがあった時には学校への情報提供や踏み込んだ対応も出来るかなと思います。警察として早期発見出来るような取扱いも多々あると思いますので、そこを見逃さないよう意識して、警察自体もいじめに対してそのような形で各関係機関と連携できればと思っております。

○協働人権課

協働人権課には隣人問題等、ありとあらゆる相談がございまして、市が介入できるものでは無いというものも含まれますが、こちらで対応している女性相談では主にDVが多くあります。配偶者間であったり、お付き合いしている方ですが、その中で直接手を出すとか、逆に子どもさんを追い詰める事によって奥さんを追い詰めるようなこともあります。こちらへの相談に直接訪ねてくる際、1人では置いておけない小さいお子さんが一緒に来ることはありますが、学齢期の子どもさんが来ることはあまりありません。ですが、学校で児童生徒に変わったことがあれば、家でそういうこともあるのかなというのも含めて見守っていただければありがたいかなと思います。

○スクールカウンセラー

いじめ問題というのはすごく難しいと思います。カウンセラーの立場で言うと、トラウマチックな体験という事の繋がりが大きくあります。中学校に来たときに、先生方はみんな同じゼロからスタートしていると思うのですが、小学校や小さいときにいじめ体験がある子どもたちにとっては、マイナスからのスタートなので、そんなことで傷つくのか、そんなことでそんな反応が出るのかということがあります。先生方はトラウマ的な反応についてもう少し理解して頂いて、もちろんそういう反応を引き起こした何かもある訳ですが、その反応があまりにも大

きいと、思い過ぎだ、とかそれくらい我慢しなさい、のような対応にどうしてもなってしまう所があると思います。そこが多分会長がおっしゃっていた本人の訴えを大事にするという事だと思うのですが、やはりトラウマチックな反応、もちろん親からの虐待もありますでしょうし、友達関係の事もあるでしょうし、そういう体験をしてきたら、そうなるかもしれないという不安も起こるのが当然だと思います。今日も、事実とそうなるかもしれないという事は分けないとだめだよ、という話を子どもにしてみました。事実については言ってもらってもいいのですが、前にこういうことがあったので、きっとこうなるというのはあなたの中で思っていることですよ、と。ですが、中学生や小学生はごちゃごちゃになっているのが普通で、そんな風に分けて考えられるのだったら、紙に書けると思うのですね。その辺のところ難しいので、とりあえず訴えがあれば、一旦受け止めてもらうことが必要なかなと思います。学校現場は忙しいのでそんな細かいことまで聞いていられないという事も分からなくはないのですが、大人の感覚としてはそれくらいの事で、と思うのですが、それがその人のどういうことからきているのかを対策委員会で考えていただければ良いのかなと思います。特に重大事態になったりすると、その起こったことがその人が前に色んな体験した事との繋がりの中で起こってくるので、そこら辺の調査とかはすごく難しくなって来ます。だからおっしゃっている事と事実を押さえる事になります。そして、それは認定するけれどもその方のお気持ちの中でそうかもしれないとか、そうなったに違いないという部分はまた違うという見極めを全部調査するのですが、それをするには膨大なエネルギーと労力がかかりますので、それを全員の子どもにするというのはとても現実問題としては難しいと思います。最初のところでしっかり受け止めてあげれば、そこで力のある子は自分なりに整理をしていくと思います。学校のいじめ対策委員会の力を上げないと中々難しいではないか、上げて行って欲しいなと思います。

○スクールソーシャルワーカー

私も現場でいじめ問題に関わるものとして、日々感じていることを申し上げたいと思います。伊藤委員もおっしゃったようにいじめの対応が本当に難しいと感じる中で、大人の思いと子どもの思いのかけ違いが色々なところで起こっていると思います。具体的に言うと先生方は問題解決に向けて色々な対応に日々とりくんでいくのですが、そのスピード感に保護者や子どもたちがついて来れていない。なので最近もあったのですが、解決したとか解消しているというこの言葉に保護者は引っ掛かる。学校の意図している事と保護者のくみ取り方に齟齬があると思います。なので、そこにアセスメントが必要なところだと思います。とおり一遍の説明では中々解決するにも保護者と教員との関係にひびが入ってしまって上手く行くものまでも上手く行っていない、という状況が起こっているのではないかと思います。一つ一つケースが違いますので、保護者の思いであるとか、子どもたちの学校生活を望まれているのか、丁寧に見聞きしながらその子に合ったその保護者に合った返し方や説明の仕方が必要ではないかと思います。小学校においては昔からですが、子どもたちどうしを仲良くさせる、関係修復を図るというのも一つありかも分かりませんが、学校の中で絶対会わないという事が無いので、関係を持たないようにとか、関わらないでおきなさいと言うような指導も時々なされているように思います。実際問題、物理的にはシビアなんだろうなと思います。だからと言って学校環境が変わらないものをどうしていくのかという事が課題であって、後は現場の体制、本来支援したくても十分に行き届かない先生方のご苦勞、ご心配ご心痛も聞いております。もう一つ、いじめの委員会に関わって、去年すごく感じたのですが、いじめの報告書を学校現場が書くことに慣れていない、会議の議事録にも言えると思うのですが、学校の記録の文化を底上げしていかないと根拠ができなくなるので、会議もそうですし委員会もそうですし、いじめだけに特化してはいけませんが、先生方の今後この現場でしていく上で報告書を作成するという事が必要にな

ってくる、その点はしていかがるを得ない。最後にですが、今のいじめは違法ないじめだけではなくて広義な意味でのいじめをとらえますので、言い方を変えれば、支援の入り口、どうしてもネガティブなところから入りがちですが、この子は支援の必要性があるのではないか、そこが関わるもののメッセージによって見方を広くしながら、その子が本質的に抱えてる課題、今まで見過ごされてきたものについてフォーカスするいい機会だとそういう認知の仕方に変えればいいなと思います。そこで我々大げさにどうしようどうしようとなるのですが、それも法の対応を求められていますが同時にしっかり地に足を付けてこれまでの我々の関わりを見直す修正の機会にもなるのかなと思います。

○会長

ありがとうございました。ご質問等よろしいでしょうか。

各機関等から貴重なご意見を頂きました、ありがとうございます。

本日いただきました情報等は今後のいじめ防止や取組の参考にして頂きたいと思います。また事務局に置かれましては本市の子供達の命を守る観点からも頂いた情報などを活用して頂くようお願いいたします。

続きまして次第の9「今後の予定」についてです。事務局よろしく願いいたします。

○事務局

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。本日の内容につきましては、今後開催予定の専門委員会の中でも情報提供させていただきます。また、令和2年度までは本協議会を年複数回行っておりましたが、令和3年度より年1回の開催としております。今後事務局から個別に相談させていただくこともあるかと思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

○会長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和6年度第1回藤井寺市いじめ防止対策連絡協議会」を閉会といたします。

ありがとうございました。